

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
I. 豪雨災害からの創造的復興		
1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興 (農林水産省) 【最重点】		
西日本豪雨災害により大きな被害を受けたかんきつ産地の復興への取組に対し、支援を行うこと。		農林水産部
(1) 被災した産地の復旧・復興に必要な支援	・ 長期間を要する産地の復旧・復興のため、継続して必要な支援を行うこと。	
(2) 被災した園地における円滑な営農再開に必要な支援	・ 園地復旧後に行う改植や農業用施設・機械の整備等に対する支援を充実・強化すること。	
2 肱川緊急治水対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省) 【最重点】		
西日本豪雨により甚大な浸水被害が発生した肱川流域の再度災害防止に向け、河川激甚対策特別緊急事業等による堤防整備と山鳥坂ダム建設事業を計画どおり推進するとともに、変更した河川整備計画に基づく河川やダムの整備を推進すること。		土木部
(1) 肱川における国管理区間の河川改修の促進	・ 国管理区間の河川改修を促進すること。	
(2) 肱川における県管理区間(中下流圏域:大洲市菅田地区～西予市野村地区)の河川改修を推進するための事業費の確保	・ 県管理区間(中下流圏域:大洲市菅田～西予市野村)の河川改修を促進するための事業費を確保すること。	
(3) 令和8年度の山鳥坂ダム完成に向けた事業の促進	・ 計画どおり山鳥坂ダムが令和8年度に完成するよう、重点的な予算確保と事業の促進を行うこと。	
(4) 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進及び事業費の確保	・ ダムの建設にあわせた整備を必要とする県道小田河辺大洲線について、計画的な整備促進及び事業費を確保すること。	
3 緊急土砂災害対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省) 【最重点】		
南予地域における砂防激甚災害対策特別緊急事業費の確保	・ 西日本豪雨により激甚な土砂災害が発生した南予地域の本格的な復旧・復興に向けて、「砂防激甚災害対策特別緊急事業費」の本県への必要な予算を配分すること。	土木部

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
4 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事の推進	(国土交通省・厚生労働省)	【最重点】
[1] 地域の守り手となる建設産業への支援 (国土交通省・厚生労働省)		
(1) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充	・ 地域建設企業が災害対応に使用する建設機械を購入する際にその費用の一部を助成する等、建設機械の保有を促進する支援策を講じること。	土木部
(2) 大規模災害時に懸念される人手不足に備えるため、地域の実情に応じた人材の確保・育成の支援と技術者要件の緩和	・ 地域建設産業の人材確保・育成のため、都市部との労務単価の格差をはじめとする、就労環境の地域間格差是正に資する支援策を講じること。 ・ 大規模災害時や人材が不足している地域等における円滑な工事執行のため、技術者要件の緩和や弾力的な運用を行うこと。	土木部
[2] 宅地災害からの復旧・復興と大規模地震への備え (国土交通省)		
(1) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充	・ 「 <u>堆積土砂排除事業</u> 」に係る補助対象の拡大と採択基準を緩和すること。 ・ 「 <u>宅地耐震化推進事業</u> 」に係る補助率の嵩上げと採択基準を緩和すること。	土木部
(2) 大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の充実	・ <u>宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策の充実</u>	土木部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部	
II. 防災・減災対策 ～災害から命を守る国土強靱化の実現～ 《防災・減災対策》			
一部 新規	5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進 【最重要】		
	[1] 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進 (内閣府・文部科学省・気象庁)		
	(1) 防災・減災対策の展開促進に資する自由度の高い交付金制度の創設	・ 自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図るための自由度の高い交付金制度を創設すること。	県 民 環 境 部
	(2) 南海トラフ地震対策の推進	・ 南海トラフ地震に係る地域の実情に応じた地震・津波対策を推進するための財政支援措置を充実・強化すること。 ・ 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策を推進するとともに、半割れケース等における避難対策等の促進に対する財政支援措置等を充実・強化すること。 ・ 南海トラフ地震の調査研究及び観測・監視体制を充実・強化すること。	
	(3) 西日本豪雨災害の課題への対応	・ 防災情報を確実に伝達するための支援対策を強化するとともに、大雨特別警報等の気象情報の精度向上の早期実現を図ること。 ・ 被災者生活再建支援制度の適用範囲を住家の半壊・床上浸水まで拡大すること。	
	[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進 (内閣府・財務省・国土交通省)		
	(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保	・ 県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしの実現とその担い手確保のため、将来にわたる社会資本整備に係る予算の総額を確保すること。	土 木 部
	(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分	・ 県民の命を守ることを最優先に、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。	
	[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進 (内閣府・総務省・財務省・国土交通省)		
	(1) 社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する予算の総額確保及び愛媛県へ必要な予算配分	・ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新を進めるため、予算を確保し本県へ必要な予算配分を行うこと。	土 木 部
(2) 戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みの促進	・ 道路事業における個別事業の更なる要件緩和を行うほか、現在対象となっていない港湾施設等の法定点検に係る費用等について交付金や公共施設等適正管理推進事業債の対象となるよう制度を拡充すること。 ・ 橋梁の点検等について、ICTやAI等、新技術の開発等を踏まえた効果的・経済的な点検手法の導入に向け取組みを推進すること。		

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>[4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進 (内閣府・財務省・農林水産省(水産庁)・国土交通省)</p>		
<p>海岸保全施設の地震・津波対策が大幅に遅れている愛媛県において必要な整備が着実に進むよう事業費を確保すること。</p>		農 林 水産部 ・ 土木部
<p>南海トラフ地震・津波対策に必要な海岸保全施設の整備事業費の確保</p>	<p>・ 全国第3位の海岸保全区域を有する本県への南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算を配分すること。</p>	
<p>[5] 土砂災害対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省)</p>		
<p>土砂災害対策事業費の確保</p>	<p>・ 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策を推進するための必要な予算の配分を行うこと。</p>	土木部
<p>[6] 治水事業の推進 (内閣府・総務省・財務省・国土交通省)</p>		
<p>頻発・激甚化する水害に備えるハード・ソフト一体となった治水事業を推進するための予算の総額を確保するとともに、愛媛県へ必要な予算を配分すること。</p>		土木部
<p>(1) 県管理河川の整備に必要な事業費の確保</p>	<p>・ 県民の生命や財産を守るため、洪水の発生に備えた河川整備に必要な事業費を確保すること。</p>	
<p>(2) 重信川(国管理区間)の河川整備の促進</p>	<p>・ 重信川の国管理区間における堤防漏水対策などの河川整備を促進すること。</p>	
<p>(3) 県管理の河川やダムへの堆積土砂除去への財政支援</p>	<p>・ 河川やダムへの土砂堆積により、洪水の安全な流下や洪水調節機能等に支障が生じる可能性がある箇所について、堆積土砂除去への財政支援をすること。</p>	
<p>(4) 住民の速やかな避難につながる支援体制強化に必要な事業費の確保</p>	<p>・ 大規模氾濫時の避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップ作成への技術的・財政的支援のほか、新たな知見にも即応したソフト対策に必要な事業費を確保すること。</p>	
<p>(5) 洪水浸水想定区域を重要事項説明に位置付ける宅地建物取引業法の改正</p>	<p>・ 地域の水害リスクを県民へ浸透させるため、宅地建物取引業法を改正し、洪水浸水想定区域の説明を不動産取引時に購入者等へ説明が義務付けられる重要事項として位置付けること。</p>	
<p>[7] 災害に強い森林づくりの推進 (農林水産省(林野庁))</p>		
<p>災害に強い森林づくりを目指し、産地防災力の強化を推進すること。</p>		農 林 水産部
<p>山地防災力の強化</p>	<p>・ 治山事業及び森林整備事業の予算を確保すること。</p>	

項目	提案・要望主旨	所管部
[8] 水道施設の防災対策等の推進 (厚生労働省)		
<p>県内自治体では、南海トラフ大地震等への災害に備えた水道施設の耐震化に加え、平成30年7月豪雨や昨年の東日本への相次ぐ台風により明らかとなった停電や土砂・浸水災害への対応など、多岐にわたる防災対策を講じる必要性が高まっており、優先順位をつけ計画的に取り組んでいるところであるが、厳しい財政状況にあることから、早期実施に向けた積極的な財政支援を講ずること。</p>		県民環境部
(1) 停電、土砂・浸水災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源開発等施設整備費補助金における防災対策工事等に係る補助メニューを恒久的なものとする。 ・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を拡充すること。 ・ 災害に備えて、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備など、早期復旧に向けた対応策を講じること。 	
(2) 耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定を交付対象とすること。 ・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。 ・ 早期整備を図るため、引き続き要望額を満額確保すること。 	
[9] 公共施設等の耐震化の促進 (国交省・警察庁・総務省・厚労省・財務省)		
(1) 公共施設等の耐震化を計画的に進めるための交付金、起債等耐震化に係る制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる公共施設等(県庁舎・警察施設・医療施設)の耐震化を計画的に進めるため、交付金、起債等耐震化に係る制度の拡充を図ること。 	総務部 ・ 企画振興部 ・ 保健福祉部 ・ 土木部 ・ 警察本部
(2) 松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。 	
(3) 木造住宅・ブロック塀の耐震化に係る財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅・ブロック塀の耐震化について、必要な財源確保に努め、「ブロック塀等の安全確保に関する事業」を令和3年度以降も継続すること。 	
6 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備 (防衛省) 【最重点】		
(1) 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時の人命救助や物資輸送等に万全を期すため、他の駐屯地等からの応援部隊の人員や資機材等の受入れが可能となるよう、施設の拡張整備を早期に行うこと。 	県民環境部
(2) 大型車両が通行可能な道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型車両の出入口を複数確保するとともに、(仮称)東温スマートインターチェンジの開設に併せて高速道路へのアクセス向上を図るため、大型車両が通行可能な道路を整備すること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
7 伊方発電所の安全対策の強化等 (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)		【最重要】 県 民 環 境 部
(1) 原子力発電所の安全性向上及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 立地地域の特性や独自の取組も考慮し、厳正な原子力安全規制を行うとともに、最新の知見に基づき安全対策の不断の向上に取り組むこと。 また、3号機の安全性向上のため、本年4月から実施される新検査制度の的確な運用とトラブルの再発防止策の徹底に努めるとともに、安全管理体制の充実・強化と安全文化の絶え間ない醸成を図ること。 	
(2) 廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> 1、2号機の廃止措置の安全実施を厳正に審査、確認するとともに、伊方発電所における廃炉技術の研究が進むよう取り組むこと。 また、原子炉の解体等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分に係る規制基準の速やかな整備と事業者の積極的なサポートに努めること。 	
(3) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> 国が主体となって使用済燃料対策を着実に進め、使用済MOX燃料の処理・処分方を早期に決定すること。 乾式貯蔵の安全性を広く丁寧に説明し、あくまでも一時的な保管であることを明確にするとともに、伊方発電所内への設置計画を厳正に審査すること。 高レベル放射性廃棄物の最終処分対策が確実に進むよう、国が責任を持って取り組むこと。 	
(4) 説明責任の履行、情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> 安全規制の取組状況や安全性の確認結果のほか、原子力発電の位置付けや将来像について、広く国民や地域への説明責任を果たすとともに、情報公開を徹底すること。 原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意形成に向け、住民等関係者間でのリスクコミュニケーションの取組みを推進すること。 	
(5) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。 	
(6) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携強化による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
8 原子力防災対策の充実・強化 (内閣府・原子力規制委員会・国土交通省・防衛省)		【最重要】
(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に追加整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。また、避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、立地地域の住民等に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。 	県 民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難への人的・物的支援や避難先自治体の受入体制の強化など、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。 自衛隊等の実動組織が保有する車両、船舶、ヘリ等の避難手段について、投入可能台数や派遣部隊など、支援体制を明確化すること。 	
(3) 緊急時に避難等に備えた交通基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56号、378号などの道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業を制度化するなど、迅速かつ確実な避難に繋がる交通基盤の強化に取り組むこと。 	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングを国が責任を持って統括し、避難時の海上モニタリングも含め確実に実施されるよう、派遣要員の確保や資質向上、資機材の整備等を図るとともに、国が一元管理する緊急時モニタリング結果が関係自治体に確実に伝達されるようにシステムの充実を図ること。 	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電安全対策に係る交付金について、弾力的な運用を行い、より計画的に対策を推進するための拡充や増額に努めるとともに、平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を図ること。 	

項 目	提案・要望主旨	所管部
《高速ネットワーク》		
一部 新規	9 四国の鉄道の維持・活性化 【最重点】	
	[1] 四国への新幹線の導入 (国土交通省)	
四国の新幹線計画を整備計画に格上げすること。		企 画 振 興 部
(1) 整備計画への格上げに向けた調査の実施	・ 四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るため、基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。	
(2) JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討の実施	・ 在来線との乗継利便性を確保するため、JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討を行うこと。	
[2] 鉄道ネットワークの維持・活性化 (国土交通省)		
四国の鉄道ネットワークの維持に向けた支援スキームを確立すること		
(1) JR四国の経営安定化を図る新たな支援スキームの構築	・ 経営安定基金の運用益で鉄道事業の損失を補填する国鉄分割民営化スキームが機能していない現状を踏まえ、JR四国の経営安定化を図る新たな支援スキームを構築すること。	企 画 振 興 部
(2) JR四国の経営安定化のため、令和2年度までとされている現行の支援措置を延長	・ 新たな支援スキームが構築されるまでの間は、厳しい経営状況にあるJR四国の経営安定化を図るため、令和2年度までとされている現行の支援措置を延長すること。	
一部 新規	10 高規格幹線道路等の整備促進・制度の実現 【最重点】	
	[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消 (内閣府・財務省・国土交通省)	
愛媛県における高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」を早期に解消し、国土強靱化や地域経済の活性化、広域交流・連携の基盤として、「重要物流道路」の一翼を担い、ダブルネットワークを形成するため、高規格幹線道路等の整備促進と必要な事業費を確保すること。		土 木 部
(1) 四国8の字ネットワーク未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化と「津島道路」の整備促進	・ 南海トラフ地震時に津波等による深刻な被害が想定される宇和島以南地区のリダンダンシー確保及び地域活性化のため、四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図るとともに、「津島道路」を早期に整備すること。	
(2) 今治・小松自動車道「今治道路」の整備促進	・ 中四国地方の広域的な交流と経済の振興を図り、架橋効果を最大限に発現させるため、「瀬戸内しまなみ海道」と「四国8の字ネットワーク」をつなぐ「今治道路」を早期に整備すること。	
(3) 大洲・八幡浜自動車道「八幡浜道路(R4完成目標)」「夜昼道路」「大洲西道路」の整備促進	・ 九州～四国～京阪神間の広域高速ネットワークの形成や地域の活性化が図られるとともに、万が一の原発事故時には広域避難・救援道路の軸ともなる「大洲・八幡浜自動車道」全線の早期整備に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
[2] 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上 (内閣府・財務省・国土交通省)		
高速道路ICと空港・港湾等を結ぶネットワークの形成や、既存の高速道路の機能強化による利便性等の向上を図るため、高規格幹線道路等の整備促進と必要な事業費を確保すること。		土木部
(1) 松山外環状道路の「空港線」・「インター東線」の整備促進、「空港線」余戸南IC～東垣生IC(仮称)の開通時期の早期公表、「空港～国道196号」の事業化に向けた計画段階評価の3年度着手	・ 松山都市圏における慢性的な渋滞の解消と交通事故の削減、また、松山空港・松山港から松山ICへのアクセス性向上を通じて愛媛内県全域の生産性を向上させるため、松山外環状道路の「空港線」・「インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の事業化に向けた計画段階評価の令和3年度着手を図ること。	
(2) 高速道路の暫定2車線区間の4車線化の推進(松山自動車道「松山IC～大洲IC」、国道56号「大洲道路」の全線4車線化)	・ 大規模災害時の救援活動等を支援し、行楽時期等の渋滞解消による安定的な輸送を確保するため、「高速道路における安全・安心基本計画」で選定された4車線化の「優先整備区間」である松山・大洲間の早期全線4車線化を図ること。	
(3) 東温スマートIC(仮称)の令和5年度完成に向けた整備促進	・ 新たな工業団地への企業誘致等に寄与するほか、医療機関や自衛隊駐屯地等とのアクセス向上により、県下全域の医療・防災体制の強化にも資するため、令和5年度完成に向け整備促進を図ること。	
(4) 宇和PA(仮称)の整備	・ 道路利用者の利便性向上に加え、防災の体制強化にも資するため、大洲北只IC～西予宇和IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。	
(5) 高速ICへのアクセス向上や重要な拠点間等を補完する幹線道路ネットワークの整備促進	・ 四国中央市、新居浜市、西条市の国道11号での直轄道路事業について、渋滞緩和や交通安全の確保を図り、重要な拠点間等を結ぶネットワーク形成に必要となるものであるため、早期全線供用に向けた整備促進を図ること。	
[3] 利用しやすい有料道路料金の実現 (国土交通省)		
(1) 無料区間が介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入	・ 大洲道路を含んで連続走行した場合についても、長距離通減割引を適用するなど、有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等を導入すること。	土木部
(2) 瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の恒久的な無料化	・ 期間限定となっている自転車通行料金の無料化について、恒久化を図ること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
11 松山空港の機能拡充		【最重点】
[1] 国際線スポットの早期増設、旅客ビル整備促進 (国土交通省)		
国際線スポットの早期増設	<ul style="list-style-type: none"> 松山空港の受入環境を充実、強化するため、国際線スポットの早期増設などターミナル地域の整備促進を図ること。 	企 画 振 興 部
[2] CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化 (財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省)		
CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、体制の充実・強化を図ること。 	経 済 労 働 部
[3] 進入管制空域の返還 (国土交通省)		
進入管制空域の返還	<ul style="list-style-type: none"> 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について、米国に強く要求すること。 	企 画 振 興 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
《交通機能の充実》		
12 離島架橋事業(上島架橋:岩城橋)の推進 (内閣府・国土交通省) 【最重点】		
上島架橋事業のうち岩城橋の計画的な事業推進に必要な事業費の確保	令和3年度開通が確実なものとなるよう、離島事業費の総額確保と上島架橋事業「岩城橋」への優先的な予算配分を行うこと。	土木部
13 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進 (財務省・国土交通省) 【最重点】		
JR松山駅周辺の交通渋滞・踏切事故や市街地分断の解消、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、連続立体交差事業、土地区画整理事業、街路事業等の一体的な整備促進に向け、必要な予算の確保と愛媛県への重点的な配分を行うこと。		
(1) JR松山駅付近連続立体交差事業(高架区間)の整備促進	交通渋滞や踏切事故、市街地分断の解消を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)を促進すること。	土木部
(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進	県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい活力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備を促進すること。	
(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進	空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備を促進すること。	
14 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備促進 (内閣府・国土交通省) 【最重点】		
命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備促進		
(1) 松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等の整備費確保	松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等のプロジェクトが着実に進むよう事業費の確保を図ること。	土木部
(2) 宇和島港など物流や防災の拠点となる港湾の事業費確保	背後圏域の経済活動を支える防災・物流拠点である宇和島港の整備、地震等に備えるための防災拠点となる三島川之江港、八幡浜港、新居浜港及び今治港等の整備が着実に進むよう事業費の確保を図ること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
15 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策 (国土交通省) 【最重要】		
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。 ・ 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。 	企 画 振 興 部
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR四国の厳しい経営環境に鑑み、「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用した同社に対する支援について、本四高速料金の引下げを踏まえて追加支援を実施すること。 ・ JR四国が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。 	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。 ・ 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離逓減制」の適用を図ること。 	
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の充実及び改善		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。 ・ 地域間幹線系統補助や地域内フィーダー系統補助について、厳しい経営状況にある交通事業者や財政負担が増えている市町の実情に鑑み、必要な予算を確保するとともに、補助上限額を引き下げないこと。 ・ 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。 	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。 ・ 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。 	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>Ⅲ. 人口減少対策 ～安全・安心で住みやすい暮らしの実現～ 《人口減少・次世代対策》</p>		
新規	<p>16 デジタル技術の利活用に係る支援の充実と基盤整備の促進 (内閣府・総務省) 【最重要点】</p>	
(1) 地方創生の実現に向けたデジタル技術の利活用と人材育成に係る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術は、地域課題の解決を通じた地方創生の実現に大きな役割を果たし、人口減少や少子高齢化が急速に進む地方でこそ真価を発揮するものであるため、民間企業や行政など様々な分野での利活用の促進や人材育成に向けて支援の充実を図ること。 	企画振興部
(2) 地方における5G通信基盤整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 条件不利地域での基地局整備に対してインセンティブを付与する等により、地方においても都市部と同様に基盤整備が遅滞なく進むよう、民間事業者による基地局の整備に対する必要かつ十分な財政措置を講じること。 また、経営基盤の脆弱な地方の中小企業がローカル5Gの導入に積極的に取り組み、地域経済の活性化につながるよう、導入経費に対する支援措置を講じること。 	
(3) 地方自治体の5G利活用促進に向けた技術的・財政的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 5Gの利活用による地域の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方自治体の積極的な取り組みに対し、技術・財政両面からの支援充実を図ること。 	
新規	<p>17 移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化 (総務省・内閣府・文部科学省) 【最重要点】</p>	
(1) テレワーカーの地方還流促進による東京一極集中の是正	<ul style="list-style-type: none"> 東京一極集中の是正に向け、テレワーカーを地方に還流させる仕組みを構築するとともに、国の移住支援事業の更なる拡充を図り、コワーキングスペースの整備支援や地方とのマッチング支援などテレワーカー受入環境整備に対する十分な財政措置を講じること。 	企画振興部
(2) 地方拠点強化税制の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> 地方への人口移動や、災害や感染症等の危機管理の面でも有効な、本社機能の分散・地方移転を推進するため、地方税の独自減税分の特交措置や、過疎地域に有利な税制措置など地方拠点強化税制の拡充を図るとともに、移転費用等への国庫補助など、支援を強化すること。 	
(3) 首都圏の大学生が地方と交流する仕組み等の構築	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の大学生が地方との交流の一環で行うフィールドワークなどの活動について、大学の単位として認定する仕組みを全国的な制度として整備するとともに、国立大学法人運営費交付金の評価指標及び私立大学等経常費補助金の特別補助項目に地方との連携事業等を追加すること。 	
(4) 地域おこし協力隊制度の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊の定着率を高めるため、お試し期間を新設するなど地方移住の制度要件を緩和し、将来的な隊員の確保と移住を促進させる措置を講じること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
18 少子化対策・子育て支援の充実 (内閣府・厚生労働省)		【最重点】
安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地方が単独で取り組んでいる事業の更なる充実・強化のため、安定的・効果的な財源措置を講じること。		保 健 福 祉 部
(1) 地域の少子化対策への財政支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域少子化対策重点推進交付金は、単年度の制度であり、交付対象が限定されているなど制限が極めて多いことから、地域の実情に応じた少子化対策の強化や子育て支援の充実のために実施する事業に充当できるようにするとともに、安定的な財源を確保すること。 	
(2) 全国一律の医療費助成に対する財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。 ・ 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、全面的に廃止すること。 	
19 教員の業務負担軽減に関する支援 (文部科学省)		【最重点】
(1) 教職員定数の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員定数の充実を図ること。 	教 育 委 員 会
(2) 支援スタッフの配置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに補助制度を創設すること。 ・ 部活動指導員については、3年としている補助期限の撤廃や本県独自に配置を進めている高等学校の部活動指導員の国庫補助対象化など、補助制度を拡充すること。 	
(3) その他、中教審答申に基づく取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組みを実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。 	

	項目	提案・要望主旨	所管部
新規	20 いじめ・不登校対策	(文部科学省)	【最重要】
	(1) 相談支援体制の充実によるいじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の多くがコミュニケーションツールとして利用している、SNSを活用したいじめ相談事業に対する補助を拡充すること。 弁護士や警察OBなど、専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、外部専門家を活用することに対して財政支援を行うこと。 	教育委員会
(2) 民間フリースクールと連携した不登校対策	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、関係機関との連携を図るコーディネーターの配置及び不登校児童生徒に対する経済的支援の拡充のほか、フリースクールの運営への補助制度を創設すること。		
一部新規	21 教育の情報化の促進	(文部科学省)	【最重要】
	(1) 持続可能な「GIGAスクール構想」の実現と高等学校への支援拡充	「GIGAスクール構想」を持続可能なものとするため、機器の保守管理及び端末更新時の費用についても国庫補助対象とするとともに、義務教育課程の一人1台端末整備に係る補助制度について、高等学校への支援を拡充すること。	教育委員会
	(2) ICT支援員の配置拡充	今後のICT機器の整備拡充を見込み、授業等での効果的な活用のため、ICT支援員の配置拡充に係る補助制度を創設すること。	
(3) デジタル教材の充実、情報リテラシー及び指導力向上に係る支援等	授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材(情報モラルを含む)を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、児童生徒の情報リテラシーや教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に関する特段の措置を講じること。		
一部新規	22 安全・安心な教育環境整備の促進	(文部科学省)	【重点】
	(1) 長寿命化対策等	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、計画的な部分的改修も国庫補助対象とし、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにするなど、補助要件を緩和するとともに十分な予算を確保すること。また、公立高等学校についても補助対象とすること。 長寿命化改良事業の対象となっていない私立学校施設について、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。 エアコン設置事業に関しては、公立高等学校ではリースによる整備が殆どであるため、リース料金に対する特段の財政措置を講じること。 	総務部 ・ 保健福祉部 ・ 教育委員会
(2) 補助単価の引上げ	公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう補助単価の引上げを図ること。		

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
《医療》		
一部 新規	23 医師確保対策 (厚生労働省・文部科学省) 【最重要】	
	[1]医師確保対策 (厚生労働省・文部科学省)	
(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の機能強化や医師の自律性に基づく偏在対策では限界があることから、医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。 医師確保計画の取組みのうち、圏域間の医師偏在対策に有効とされる地域枠制度の継続は必須であることから、令和4年度以降の医学部入学定員や地域枠制度の在り方の協議を進めるに当たり、地域の実情や都道府県の意見などを十分に反映すること。 近年、法改正に伴う都道府県の権限強化や事務の移譲等により、都道府県の業務負担が大幅に増加しているため、財政的支援を国において措置すること。 	保 健 福 祉 部
(2) 医師が確実に地方に分散される仕組みの構築及び総合診療専門医の研修・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門医登録のシーリング設定については、都道府県間において実効性を伴う定員調整を検討することはもちろん、シーリング結果の公表に伴う各地域への影響を考慮し、都道府県と十分に意見交換を行った上で決定し、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。 地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。 	
[2]災害医療従事者の育成・確保への支援 (厚生労働省)		
災害医療従事者の育成・確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講じること。 	保 健 福 祉 部
新規	24 輸血用血液製剤の管理に係る新制度の創設 (厚生労働省) 【最重要】	
	輸血用血液製剤に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせず、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
25 ドクターヘリの運航に対する支援等 (厚生労働省) 【最重要】		
救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。		保 健 福 祉 部
(1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)は、搭載医療機器・運航管理室の維持管理費等が補助対象外となっており、また、都道府県計画額に対する交付率は75.5%(R元年度)に止まっているなど、他事業を削減し、ドクターヘリ分の補助額を確保している現状を踏まえ、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保に向けて、恒久的かつ柔軟性の高い新たな財政支援制度を創設すること。 	
(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制推進事業費補助金については、地域医療の推進に不可欠であるものの、総額が少なく、事業の中には縮小や中止を余儀なくされていることから、事業の安定的な実施のため、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同制度の改善を図ること。 	
26 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直し (厚生労働省) 【重点】		
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本基金については、実情に沿って柔軟に基金を活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。 	保 健 福 祉 部
(2) 早期の内示など基金の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> 本基金については、内示により配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等が本基金を活用する事業を実施することが困難であり、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えていることから、早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。 	

項目	提案・要望主旨	所管部
《生活・環境》		
新規	27 過疎地域自立促進特別措置法失効後の過疎対策に向けた新たな法律の制定 (総務省)	
	引き続き法律に基づく過疎地域の総合的な振興策が講ぜられるよう新たな法律の制定	・ 過疎地域自立促進特別措置法失効後も引き続き法律に基づく過疎地域の総合的な振興策が講ぜられるよう新たな法律を制定すること。
新規	28 資源循環の促進に向けた取組の強化 (環境省・経済産業省・農林水産省・厚生労働省・文部科学省・内閣府(消費者庁))	
	国のプラスチック資源循環戦略の策定や食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、地方の積極的な取組を強化するため、財政支援など必要な措置を講じること。	
	(1) プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進	・ プラスチックごみの削減につながる取組みの強化や3Rの推進等のほか、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。 ・ 海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を行うとともに、さらなる効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみを補助対象とすること。 ・ 海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を講じること。
	(2) 食品ロス削減の取組に対する対策強化	・ 地方公共団体が行う食品ロス削減推進計画の策定や食品ロス実態調査への支援を強化すること。 ・ 食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制、消費者への普及啓発、学校等における食育の実施、フードバンク活動への支援等、食品ロス削減に向けた国民運動をさらに強化すること。
新規	29 再犯防止に関する取組の推進 (法務省)	
	再犯防止施策について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国が主体的に取り組むとともに、地方が国と連携し、地域の実情に合った再犯防止の取組みを着実に推進できるよう、財政支援など必要な措置を講ずること。	
	(1) 地方の再犯防止施策への財政支援	・ 令和2年度までの委託事業である地域再犯防止推進モデル事業終了後、地方再犯防止推進計画に基づき、地方が国と連携して、一元的な相談体制の整備等の取組みを着実に推進できるよう、必要な支援を行うこと。
	(2) 刑事司法手続中及び終了後の連携体制等の整備	・ 犯罪をした者等を円滑に地域の支援につなげるため、刑事司法手続中はもとより、その終了後においても、刑事司法関係機関、地方公共団体、地域支援者相互の情報の共有や連携が適切に行えるよう、個人情報の取扱いに関する法制度や支援に必要な情報共有の仕組みを整備すること。

【重点】

企画振興部

【重点】

県民環境部

【重点】

県民環境部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
30 脱炭素社会の実現に向けた対策の強化	(経済産業省(資源エネルギー庁)・環境省)	【重点】
(1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、省エネルギー設備の導入や建築物のネット・ゼロ・エネルギー化に対する支援を強化すること。 ・ 脱炭素社会の実現に向けて、産業部門等の脱炭素技術の開発・実用化を一層推進すること。 	県 民 環 境 部
(2) 気候変動影響への適応の取組に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供や、県気候変動適応センターの活動支援など地域における具体的な適応策の立案・実施に対する支援を強化すること。 	
31 エネルギーの安定供給の維持・確保		【重点】
[1] 新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化	(経済産業省(資源エネルギー庁)・環境省)	
エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。		経 済 労 働 部
(1) エネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各エネルギー源はそれぞれ課題を抱えており、国は第5次「エネルギー基本計画」で掲げたエネルギーのベストミックスの実現及び、電力需給の安定化に向け、原子力発電の今後の位置づけを含めた具体策を示し、着実に実行していくこと。 	県 民 環 境 部
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充及び環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギーの更なる導入促進に当たっては、系統運用の見直しや蓄電池設置等のインフラ整備などについて、抜本的な系統連系対策をとるほか、近年多発する災害時のエネルギー確保のため、「エネルギーの地産地消」について積極的に取り組むこと。 ・ 新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。 ・ FIT法に基づく事業計画認定時に地元の意見を確実に反映させる体制を構築するなど、地域との共生を図り、長期安定的な事業運営が行われるための環境整備を図ること。 	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>[2] エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化 (経済産業省(資源エネルギー庁))</p>		
<p>国のエネルギー政策に協力してきた電源立地地域の恒久的な振興や安全確保を図るため、また、東日本大震災での教訓や昨今の自然災害の激甚化・大規模化を踏まえ、エネルギーの安定供給システムの維持・確保のため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。</p>		
<p>(1) 原子力発電施設の廃炉プロセス完了までを見据えた財源措置</p>	<p>・ 国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の恒久的な振興や安全確保のため、廃炉プロセス完了までを見据えた交付金制度の拡充による財源を確保すること。</p>	<p>経 済 労 働 部</p>
<p>(2) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大及び愛媛県・交付対象市町への交付金の増額</p>	<p>・ 東日本大震災等を踏まえ、国民生活に不可欠な電力・燃料の安定供給維持のため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金を増額すること。</p>	
<p>(3) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金の増額</p>	<p>・ 東日本大震災等を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</p>	
<p>32 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現 【重点】</p>		
<p>[1]警察基盤の強化 (総務省・国家公安委員会・警察庁)</p>		
<p>(1) 愛媛県警察官の増員</p>	<p>・ 警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。</p>	<p>警 察 本 部</p>
<p>(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強</p>	<p>・ 治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助制度を新設すること。</p>	
<p>[2]交通安全施設更新事業の計画的な推進 (国家公安委員会・警察庁)</p>		
<p>交通安全施設更新事業の計画的な推進</p>	<p>・ 「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。</p>	<p>警 察 本 部</p>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
IV. 地域経済の活性化 ～地方創生につながる活力ある産業の実現～ 《商工・観光》		
33 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進 【最重点】 (国土交通省)		
(1) 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けた財政措置等	<ul style="list-style-type: none"> 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和など、必要な措置を講じること。 	企 画 振 興 部 ・ 土 木 部
(2) ナショナルサイクルルートの認知度・ブランド力向上に向けた国の取組み強化及び指定地域の主体的な取組みに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 国において、ナショナルサイクルルートの海外での認知度・ブランド力向上に向けたマーケティング活動を実施するとともに、各ルート発案による先進的な取組みに対し支援を講じること。 	
(3) 四国一周サイクリングルートのナショナルサイクルルートの指定及び本県自転車施策のモデル化	<ul style="list-style-type: none"> 四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、本県の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の本県への重点配分を行うこと。 	
34 地方におけるAI・IoT等の導入・活用に対する支援施策の拡充 【最重点】 (経済産業省(中小企業庁))		
地方におけるAI・IoT等の導入・活用の促進に向けた中小企業支援施策の拡充を図ること		経 済 労 働 部
(1) 実証事業に対する支援策創設	<ul style="list-style-type: none"> AI・IoT等の実装に向けた実証事業に対する支援施策を創設すること。 	
(2) 地方の中小企業等がAI・IoTの整備促進を図るための支援策拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地方の中小企業等がAI・IoT等の整備促進を図るため、人材面も含めた支援施策を拡充すること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
35 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する支援		【最重点】
[1] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装 (文部科学省)		
新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装	・ 新規養殖マグロ類「スマ」の完全養殖システムに関する基礎及び応用研究を進めたことにより、産学官による人工種苗生産に成功し、試験養殖及び出荷が開始されている。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器の整備、大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。	愛 媛 大 学
[2] セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築 (文部科学省)		
セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築	・ 地域資源の活用と地域産業基盤の活性化のため、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進していることから、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。	愛 媛 大 学

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
36 産業創出支援の強化		【重点】
[1]創業支援の強化 (内閣府・経済産業省(中小企業庁))		
国の創業支援施策の拡充	・ 地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、創業支援の更なる強化を図るとともに、十分な予算額を確保すること。	経 済 労 働 部
[2]高機能素材を活用した産業創出への支援 (経済産業省)		
炭素繊維やセルロースナノファイバー(CNF)など高機能素材を活用した産業創出に対する支援を行うこと。		経 済 労 働 部
(1) 県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続	・ 更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業に係る企業の参入支援を拡充するとともに、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成などへの支援を継続すること。	経 済 労 働 部
(2) 柑橘など地域資源を原料としたCNFの標準化の推進	・ 木材由来のCNFだけでなく、本県独自の柑橘ナノファイバーなどの地域資源を原料としたCNFについても、製品化・商品化に不可欠となる規格の標準化を推進すること。	
(3) CNF研究に係る機器導入に対する助成強化	・ 産学官が連携した研究開発を推進するため、最新の研究機器の導入に対する助成を強化すること。	
37 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充 (法務省・厚生労働省)		
地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。		経 済 労 働 部 ・ 保 健 福 祉 部
(1) 特定技能制度の新設に伴う支援	・ 制度の周知とともに、円滑な試験実施及び資格取得手続きに努めること。また、大都市圏への偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。	
(2) 技能実習制度の円滑な運用への支援	・ 研修や技能講習での言語サポート等の取組みへの支援を拡充し、送出国の多様化を踏まえた優良な送出機関の開拓に必要な支援を行うこと。	
(3) 介護人材の受け入れの円滑化	・ 各種制度により受け入れた外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や英語等での受験を可能とするなど、支援を拡充すること。	
(4) 外国人材に向けた支援体制の充実	・ 日本語や各業種の専門知識についての習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部	
《農林水産業》			
新規	38 アコヤガイ大量へい死への対応 (農林水産省(水産庁)) 【最重点】		
	令和元年夏季に発生したアコヤガイ大量へい死への対策を講じること。		
	(1) 国主導による早急な原因究明	<ul style="list-style-type: none"> 各県の原因究明に係る調査・研究を支援するとともに、国主導で関係県と連携した調査・研究を行うこと。 	農 林 水 産 部
	(2) 漁場環境の変動等に強い貝づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝的多様性に配慮しつつ感染症や漁場環境の変動等に強い貝づくり、及び適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。 	
	(3) 稚貝生産施設の整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町・漁協等が設置する稚貝生産施設の整備への支援を行うこと。 	
(4) 外国産アコヤガイ導入のための防疫体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 外国産アコヤガイ導入に関し、感染症リスク等に備えた防疫体制を構築すること。 		
39 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進 (財務省・農林水産省) 【最重点】			
強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。		農 林 水 産 部	
(1) 農業農村整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。 		
(2) 「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「道前道後用水地区」の令和4年度事業着手に向け全体実施設計を3年度に終わるとともに、「道前平野地区」「南予用水地区」を着実に推進すること。 		
(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化基盤整備に係る当初予算を継続的に確保すること。 		
(4) ため池の防災減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 改修や耐震化等ハード対策に必要な当初予算を継続的に確保すること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ作成等ソフト対策への支援を継続すること。 		

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
40 果樹経営支援対策の充実・強化 (農林水産省)		【重点】
日米貿易協定やTPP11等による影響が懸念される中、果樹農家が抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。		農 林 水 産 部
(1) 果樹産地活性化対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、成果目標の拡充等を行うこと。 ・ 果樹支援対策について、同一品種の改植を補助対象とする等の拡充を行うこと。 	
(2) ドローン等無人航空機による防除の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドローン等による防除に使用できる農薬の適用拡大を進めること。 	
41 畜産経営支援対策・家畜伝染病対策の強化 (農林水産省)		【重点】
畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産経営支援対策・家畜伝染病対策を強化すること。		農 林 水 産 部
(1) 畜産経営支援対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農家の収益性向上や畜産産地の維持・拡大等に資する施設機械の整備に必要な予算を中長期的に継続して確保すること。 	
(2) 家畜伝染病対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>CSFまん延防止・感染予防及びASF侵入防止のために必要な措置を強化すること。</u> ・ 家畜伝染病の侵入・まん延防止のための予算を十分に確保すること。 ・ 国における防疫資材備蓄など広域的な支援体制を強化すること。 ・ 家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化に必要な予算を確保するとともに、補助対象を拡充すること。 	

一部
新規

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
42 農林水産物の輸出促進及び競争力強化 (農林水産省(水産庁)) 【重点】		
農林水産物の輸出促進や競争力強化への対策を講じること。		農 林 水 産 部
(1) 各国への輸出における障壁に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシアに対し、残留農薬検査品目リストにかんきつを加えるよう働きかけること。 ・ 各国に対し、輸出規制の改善について働きかけること。 	
(2) 次世代有望品種の知的財産の保護への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品種の海外品種登録に係る予算の確保等、継続的な支援を行うこと。 	
43 農林漁業の担い手確保対策の強化 (農林水産省) 【重点】		
高齢化が進む中、新規就業が進んでいない農林漁業において、意欲ある担い手を確保するための対策を講じること。		農 林 水 産 部
(1) 農業担い手確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者への農業次世代人材投資資金の交付を継続し、予算を安定的に確保すること。 	
(2) 林業担い手確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業・木材産業団体の制度改正に向けた活動を支援し、出入国管理及び難民認定法の「技能実習」における2号移行対象職種へ「林業・木材産業」を追加すること。 	
(3) 漁業担い手確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業直後の収入が不安定な時期の生活を支える制度を創設すること。 	
44 鳥獣被害防止対策の強化 (農林水産省・環境省) 【重点】		
鳥獣被害防止対策のための支援強化を行うこと。		農 林 水 産 部
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等被害防止対策の推進に必要な予算を継続して確保すること。 	
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許保持者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲実績に即してハンター保険料等を支援するなど、捕獲のインセンティブを高める仕組みを創設すること。 	

	項 目	提案・要望主旨	所管部
一部 新規	45 林業の成長産業化に向けた支援の強化 (農林水産省(林野庁))		【重点】
	林業を地域の成長産業へ育成する「えひめ森林・林業振興プラン」の推進に向け、支援を強化すること。		農 林 水産部
	(1) 森林整備・路網整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽、下刈り等に係る森林所有者への支援を充実・強化すること。 ・ 造林間伐及び林道等の開設・改良に必要な予算を確保すること。 	
	(2) スマート林業の推進・木材産業の競争力強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT等の先端技術を活用したスマート林業の実現や木材産業における高品質商品の生産体制構築に必要な予算を確保すること。 	
(3) CLTの早期普及への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い普及効果が見込まれ、先導的な役割を果たす公共施設等への活用に対する支援を継続・強化すること。 		
新規	46 持続的な水産資源の確保に向けた技術開発の強化 (農林水産省(水産庁))		【重点】
	新たな養殖技術や環境・資源管理技術などの技術開発に係る研究施設の整備に対する支援を行うこと。		農 林 水産部
浜の活力再生・成長促進交付金の対象拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜の活力再生・成長促進交付金を拡充し、種苗生産施設等に加えて技術開発に係る研究施設を補助対象とすること。 		
47 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化 (経済産業省(特許庁)・農林水産省)		【重点】	
日本の主要な地名(都道府県名等)の保護を図ること。		企 画 振興部	
(1) 県名の公知の外国地名としての認識徹底の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な地名(都道府県名等)について、冒認出願(関係ない者が行う出願)されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。 	・ 経 済 ・ 労 働 部	
(2) 公告事案等に係る情報提供の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告や登録時に、自治体が的確に対応できるよう、定期的な情報提供などの支援措置を講じること。 	・ 農 林 ・ 水 産 部	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
《文化・スポーツ》		
48 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載 (文部科学省(文化庁)) 【最重点】		
四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国遍路を、人類共通の遺産として保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。 ・ 札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び本県への重点的な予算配分を行うこと。 	スポーツ・文化部
49 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実 (文部科学省(スポーツ庁)) 【最重点】		
(1) ナショナルトレーニングセンター(NTC)等を使用できる仕組みの構築、ハイパフォーマンススポーツセンターとの連携体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県のトップアスリート、ジュニアアスリート等がナショナルトレーニングセンター(NTC)等の施設を使用できる仕組みを構築すること。また、国立スポーツ科学センター(JISS)と連携しながらスポーツ医科学を推進するため、ハイパフォーマンススポーツセンターとの連携体制を構築するとともに機器類の購入費補助制度の新設を検討すること。 	スポーツ・文化部
(2) 国体施設を活用する仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県が整備した国体施設を全国レベルの大会等で活用するための仕組みについて、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。 	
(3) スポーツ振興くじの助成の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に係るスポーツ振興くじ助成支援の拡充及びオリンピックや中央競技団体の優れた指導者から県内で直接指導が受けられるような仕組みを構築すること。 	
50 障がい者スポーツ振興への支援の拡充 (文部科学省(スポーツ庁)) 【最重点】		
全国障害者スポーツ大会(えひめ大会)で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとすることなく、継承・発展させるため、支援を拡充すること。		スポーツ・文化部
(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、既存の民間のスポーツ施設を活用した仕組みを構築し、障がい者のスポーツ環境を改善すること。 	
(2) eスポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ eスポーツを積極的に活用することで、障がい者と健常者との相互交流を促進し、障がい者の可能性を広げる取組みを進めること。 	
(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
51 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた地域の取組みへの支援	(内閣官房・文部科学省(スポーツ庁))	【最重点】
(1) 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン制度による支援の拡充	・ より多くの自治体が事前合宿等を通じた国際交流に積極的に取り組めるよう、ホストタウン制度の財政支援対象経費を拡大するとともに、大会後の交流継続を後押しするため、支援期間の延長や支援制度の新設等を検討すること。	スポーツ・文化部
(2) 東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運醸成の取組みの支援	・ オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業について、引き続き予算確保に努めるとともに、大会終了後も、両大会のレガシーを継承し、スポーツの価値への理解促進に向けた取組みを継続すること。	スポーツ・文化部
52 地方の芸術・文化施策への支援	(文部科学省(文化庁))	【重点】
地域が独自の魅力を引き出すために実施する芸術・文化施策への支援の拡充	・ 地方が独自の魅力向上のために行う芸術・文化施策について、地域の実情や課題に的確に対応した内容となり、着実な地域活性化につなげることができるよう、地方支援の事業費を確保すること。	スポーツ・文化部